

静岡県告示第319号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中「静岡県立農林大学校」を「静岡県立農林大学校
ふじのくに茶の都ミュージアム」に改め、
静岡県立土肥高等学校及び静岡県立佐久間高等学校を削る。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。